

# 三重ガイドラインGAP認証制度実施要領

農林水第17-364号  
平成29年9月29日  
農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、三重ガイドラインGAP認証制度実施要綱（以下、「要綱」という）の規定に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定める。

(申請の区分)

第2条 要綱第7条に規定する申請は、農業経営体とする。

(申請の要件)

第3条 要綱第7条の規定により、三重ガイドラインGAP認証制度（以下、「認証制度」という）の認証の申請を行うことのできる生産者は、三重県内で要綱第4条に規定する穀類、青果物、きのこ、茶、花植木（以下、「農産物」という）を、1品目1作あたり100㎡（1a）以上生産することを要件とする。

(認証の要件)

第4条 要綱第9条に規定する認証とは、要綱第5条に規定する三重ガイドラインGAP認証適合基準書（以下、「基準書」という）の管理項目・適合基準の該当する項目が、全て適合することを要件とする。

(認証の申請)

第5条 要綱第7条の規定により認証制度の認証を受けようとする生産者（以下、「申請者」という）は、農産物ごとに認証申請書を知事に提出するものとする。

2 申請者は、基準に基づく手順を構築し、3ヶ月以上運営して自己点検を行い、改善すべき点は改善したうえで、申請するものとする。

3 要綱第10条の規定により認証を受けた生産者（以下、「認証生産者」という）は、認証を受けた品目を追加する場合、農産物ごとに認証申請書を知事に再度提出するものとする。

4 申請者は、要綱第8条に規定する確認が、認証を希望する農産物が栽培される期間中に実施できるよう申請するものとする。

5 申請書は、様式第1号によるものとして、次の書類を合わせて提出するものとする。

・管理点・適合基準のチェックシート（以下、「チェックシート」という）（様式第2号）

(申請書の受付)

第6条 申請書の受付は、原則として4月、7月、10月、1月の年4回とする。

2 申請者は、受付月の末日までに、認証申請書を所管する農林水産（農政、農林）事務所農政室（農政・農村基盤室）（以下、「農政室」という）に提出するものとする。

3 農政室は、認証申請書を地域農業改良普及センター（以下、「地域普及センター」

という) と共有するとともに認証申請書(正)を農産園芸課に進達する。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、認証申請後に申請を取り下げの場合は、認証申請書を提出した農政室に申し出る。

(現地確認の依頼)

第8条 農政室長は、第6条に基づき認証申請書を受け付けた場合、地域普及センター長あて要綱第8条に規定する認証申請に係る現地確認(以下、「申請現地確認」という)を依頼するものとする。

- 2 農産園芸課長は、認証生産者の認証日から概ね1年までに、要綱第13条に規定する認証維持に係る現地確認(以下、「維持現地確認」という)を実施するよう、農政室長あて依頼する。
- 3 維持現地確認の依頼は、原則として4月、7月、10月、1月の年4回とする。
- 4 農政室長は、農産園芸課長から維持現地確認の依頼があった場合、地域普及センター長あて維持現地確認を依頼するものとする。

(認証申請及び認証維持に係る現地確認)

第9条 地域普及センター長は、農政室を通じて、申請現地確認及び維持現地確認の依頼があった場合、現地確認者を指名するものとする。

- 2 現地確認者は、地域普及センターに所属する普及指導員等のうち、県が実施する現地確認者研修を受講した者又は同程度の知識を持った者とし、かつ認証の申請にあたり指導・支援に携わっていない者とする。
- 3 地域普及センター内に現地確認者として該当する者がいない場合は、地域普及センター長が中央農業改良普及センター(以下、「中央普及センター」という)所長に支援協力を依頼するものとする。
- 4 地域普及センター長又は中央普及センター所長から指名を受けた現地確認者は、できるだけ速やか(原則1ヶ月以内)に現地確認を実施するものとする。
- 5 現地確認者は、農場の確認を終了した際には、確認結果について、速やかに取りまとめ、地域普及センター長に報告するものとする。
- 6 地域普及センター長は、現地確認者から報告のあった確認結果を取りまとめ、「三重ガイドラインGAP認証申請に係る現地確認結果通知書」(以下、「申請現地確認結果通知書」という)(様式第3号)又は「三重ガイドラインGAP認証維持に係る現地確認結果通知書」(以下、「維持確認結果通知書」という)(様式第4号)を作成し、申請者又認証生産者、並びに、農政室及び農産園芸課を経由して、三重ガイドラインGAP認証審査委員会(以下、「審査委員会」という)に報告するものとする。

(確認の方法・報告)

第10条 現地確認者は、基準書にある管理点と適合基準の実践状況とその達成度合い等を確認し、「確認済」「未実施」「該当外」のいずれかに分類する。

- 2 現地確認者は、申請者又は認証生産者の現地での取組において、チェックシート(様式第2号)にある管理点が「未実施」と判断した場合に、その判断内容を「認証申請に係る現地確認結果に基づく改善等指導事項」(様式第3号の別紙)又は認証維持に係る現地確認結果に基づく改善等指導事項(様式第4号の別紙)として

整理するものとする。

- 3 申請者は、地域センター長から申請確認結果通知書（様式第3号）又は維持確認結果通知書（様式第4号）により「改善等指導事項がある」との指導を受けた場合、その改善等の取組を記載した「現地確認における改善等指導に対する改善等取組状況報告書」（以下、「取組状況報告書」という）（様式第5号）を作成し、管内農政室に提出するものとする。
- 4 農政室は、地域普及センターから提出のあった申請確認結果通知書（様式第3号）又は維持確認結果通知書（様式第4号）を添えて、申請者から提出のあった取組状況報告書（様式第5号）を農産園芸課に進達する。

（現地確認の中止）

第11条 現地確認者は、現地確認中に申請者による自己点検が行われていないことが判明した場合、現地確認を中止することができるものとする。

（審査委員会の開催）

- 第12条 農産園芸課長は、確認結果通知書及び取組状況報告書等に基づき、審査委員会に認証の可否を図るものとする。
- 2 審査委員会の開催は、原則6月、9月、12月、3月の年4回とする。
  - 3 農産園芸課長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合に審査委員会を開催できる。

（認証及び認証維持の可否通知）

- 第13条 知事は、要綱第10条に基づき、農政室を通じて、申請者に認証の可否を通知する。
- 2 知事は、認証可と判断した場合、認証書（様式第6号）を交付する。
  - 3 知事は、認証不可と判断した場合、不認証通知書（様式第7号）により通知する。
  - 4 知事は、要綱第14条に基づき、農政室を通じて、認証生産者に認証維持の可否を通知する。

（認証の変更）

第14条 認証生産者は、管理点・適合基準のチェックシート（様式第2号）の実践状況等の変更が生じた場合や認証品目の追加する場合、認証変更（様式第8号）を、農政室を経由し、知事に速やかに提出するものとする。

（認証の取り消し）

- 第15条 知事は、要綱第15条、第16条に規定する事項に違反し、取り消しを行う場合、審査委員会に取り消しの可否の判断等を協議する。
- 2 知事は、認証を取り消した場合、該当認証生産者に理由を附してその旨を通知する。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成29年9月29日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月10日から施行する。

附則 この要領は、平成30年5月11日から施行する。  
附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。  
附則 この要領は、令和2年7月31日から施行する。